



【凡例】 ★：当該ポストについては、業務開始前に振興会に届け出て承認を得ること。

※1：当該ポストについては、単独で業務責任者を配置することを可能とするが、各業務の区分を明確にした上で各業務に業務責任者を配置することも可能とする。さらに、当該ポストは業務従事者との兼務を可能とする。また、業務副責任者との兼務は不可とする。

※2：当該ポストについては、業務従事者との兼務を可能とする。ただし、同一業務における各種責任者の兼務は不可とする。

※3：舞台関係設備定期点検及び保守業務、運転・監視及び日常点検・保守業務、警備業務及び普及発信施設の運営業務については、業務責任者又は業務副責任者が常駐する。